

地域の現状に応じて運用できる「民泊」の法制化を求める要請文（案）

現在、国においては、住宅を活用した宿泊サービスができるよう既存の旅館業法とは異なる「民泊」制度の法制化が検討されています。

「民泊」には多様な側面があり、シェアリングエコノミーによる経済効果や空き家対策、近隣住民の生活環境との調和を大前提とした静謐な住環境とのバランスの確保など、地域によって考え方が異なる様々な観点を総合的に考慮する必要があります。

また、観光立国推進基本法の基本理念においても、「地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅行を促進することが、将来にわたる豊かな国民生活の実現のため特に重要である」と謳われております。

これらのことから、「民泊」制度については、観光立国の推進、地方創生の観点からも、観光振興と地域社会の発展の両立を図る持続可能なものとし、それぞれの地域の実状に合わせて、地域活性化の原動力となるよう、運用していかなければなりません。

条例等に基づき地域独自の規制を行うことにより、国内の経済活動に支障が出る可能性があるとして、規制内容を国が法令で一律に規定しようとする動きもありますが、国政の大きな要と位置付けられる地方分権改革の着実な取組と成果を十分踏まえた上で議論を行い、地方分権と規制改革の考え方を両立させるべきです。

つきましては、「民泊」制度の法制化に当たり、地域の現状に応じて柔軟な運用ができるよう、下記のことを要請します。

記

「民泊」制度の構築に当たっては、国が責任を持って法律で必要な基準を定めるとともに、希望する自治体が、地域の実態や方針によって、地域独自のルールと体制の構築が可能となるよう、必要に応じて条例の制定等を行えるようにすること。

平成28年11月17日

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸 敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂 吉伸
委員	滋賀県知事	三日月大造
委員	京都府知事	山田 啓二
委員	大阪府知事	松井 一郎
委員	奈良県知事	荒井 正吾
委員	鳥取県知事	平井 伸治
委員	徳島県知事	飯泉 嘉門
委員	京都市長	門川 大作
委員	大阪市長	吉村 洋文
委員	堺市長	竹山 修身
委員	神戸市長	久元 喜造